

## 大阪大学産業科学研究所長候補者選考規程

第1条 大阪大学産業科学研究所長(以下「所長」という。)候補者の選考は、この規程の定めるところによる。

第2条 所長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 所長の任期が満了するとき。
- (2) 所長が辞任を申し出たとき。
- (3) 所長が欠員となったとき。

2 所長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の2ヶ月以前に、同項第2号及び第3号に該当する場合は、速やかに行う。

第3条 所長候補者は、産業科学研究所専任教授(以下「専任教授」という。)で、自薦又は他薦により立候補した者(以下「立候補者」という。)のうちから選考する。

第4条 所長候補者選挙の管理運営を行うために所長候補者選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)を設ける。

2 選挙管理委員会は、教授会で選出された専任教授若干名をもって組織する。

3 選挙管理委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

4 選挙管理委員会委員長は、選挙の管理運営を統括する。

5 選挙管理委員会委員が立候補したときは、委員を辞任するものとし、必要に応じて後任の委員を補充する。

6 選挙管理委員会は、所長候補者が所長に就任したときに解散する。

第5条 所長候補者の選考は、単記無記名投票による第1次選挙及び第2次選挙により行う。

2 第1次選挙又は第2次選挙の当日に、休職中の者、海外渡航中の者及びサバティカル制度を利用中の者は、これらの選挙で投票できないものとし、選挙資格者に含めないものとする。ただし、これらの選挙を電子投票により実施する場合、海外渡航中の者は、選挙資格者に含めるものとする。

3 立候補者は、選挙管理委員会の定めるところにより第1次選挙に先立ち所信を表明するものとする。

第6条 第1次選挙は、産業科学研究所の専任教員、事務職員及び技術職員により行い、選挙資格者の3分の2以上の投票があった場合は、得票上位3名(末位に得票同数の者があるときは、これを加えるものとし、立候補者が3名に満たない場合は、その人数とする。)を、第1次所長候補者とし、選挙資格者の3分の2以上の投票がなかった場合は、選挙結果を公表せず、立候補者全員を第1次所長候補者とする。

第7条 第2次選挙は、前条の規定により選出された第1次所長候補者について、専任教授並びに産業科学研究所の事務部長及び技術室長により行い、選挙資格者の3分の2以上の投票をもって有効とし、有効投票数の過半数の得票者を第2次所長候補者とする。

2 過半数の得票者がいないときは、得票順に上位2名(得票同数のため順位を定める必要があるときは、年長者を先順位とする。)について投票を行い、得票多数の者を第2次所長候補者と

する。

3 前項の投票の結果、得票同数のときは、年長者を第2次所長候補者とする。

第8条 教授会は、第2次選挙の結果を尊重し、所長候補者を決定する。

第9条 第4条から前条までの規定にかかわらず、教授会が必要と認めた場合は、教授会が別に定めるところにより複数（3名以内に限る。）の候補者を選考することができるものとする。

第10条 教授会は第8条又は前条により選考された候補者を総長に推薦する。

第11条 所長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き再任は1回限りとする。

2 第2条第1項第2号及び第3号の場合における後任の所長の任期は、就任後満1年を経過した直後の3月31日までとする。

第12条 この規程の改正を行う場合は、教授会の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成15年12月17日から施行する。

2 大阪大学産業科学研究所長選考規程(昭和52年11月14日制定)は廃止する。

3 この規程施行の際、現に所長である者は、この規程に基づき選考されたものとみなす。

附 則

この改正は、平成17年11月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年3月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月2日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定、第10条を削る改正規定及び第11条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年10月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年9月26日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年9月30日から施行する。

## 産業科学研究所長候補者選考規程についての申合せ

(平成17年10月20日 教授会決定)

(平成19年11月22日 一部改正)

(平成21年 4月 1日 一部改正)

(平成23年12月15日 一部改正)

(平成25年11月21日 一部改正)

(令和元年9月19日 一部改正)

(令和3年9月16日 一部改正)

- 1 産業科学研究所長候補者選考規程（以下「規程」という。）第3条に規定する産業科学研究所（以下「本研究所」という。）専任教授には、本研究所に所属する寄附研究部門教授及び特任教授（常勤）を含まないものとする。
- 2 規程第3条に規定する他薦については次のとおりとする。
  - (1) 立候補者となるには3名以上の推薦者を必要とする。
  - (2) 推薦することができる者は、専任教授並びに事務部長及び技術室長とする。
  - (3) 推薦にあたっては、被推薦者の意思を確認のうえ1名を推薦することができる。
  - (4) 単独または連名による推薦のいずれも可能とする。
  - (5) 推薦者の氏名は非公開とする。ただし、上記（1）の推薦者数の要件確認は、所長候補者選挙管理委員会から委任された事務部が行い、同委員会に報告する。
- 3 自薦による立候補者か他薦による立候補者かについては、所長候補者選挙管理委員会限りとし、選挙資格者に対して公表しないものとする。
- 4 規程第6条に規定する第1次選挙資格者には、本研究所に所属する寄附研究部門教員、常勤の特任教員、常勤の特任研究員、常勤の特任事務職員及び常勤の特任技術職員を含むものとする。